

利用約款

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

医療法人社団光仁会

「べにまんさくの里」訪問リハビリテーションセンター

〔約款の目的〕

第1条 「べにまんさくの里」訪問リハビリテーションセンター（以下「当施設」という。）は、要介護状態（要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービス（以下「訪問リハビリサービス」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

〔事業の目的〕

第2条 訪問リハビリサービスは、利用者に対し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能、活動、参加などの生活機能の維持回復を図ることを目的とします。

〔運営方針〕

第3条 当施設の従事者は、利用者が、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅にて理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能、活動、社会参加など生活機能の維持回復を図ります。

2 指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者となります。

3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅にて理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

4 事業の実施にあたり、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めることとします。

〔適用期間〕

第4条 本約款は、利用者が「べにまんさくの里」訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項ならびに第6条又は第7条に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。

〔身元引受人〕

第5条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を、極度額10万円の範囲内で利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が訪問リハビリサービスの利用中に利用者の心身の状態が急変し、医療機関への受診が必要と判断された場合、医療機関へ連絡する等の臨機応急な対応が円滑に進行するよう協力すること。

② 利用者が訪問リハビリサービスの利用中の事故により、医療機関への受診が必要と判断された場合、医療機関へ連絡する等の臨機応急な対応が円滑に進行するよう協力すること。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設の職員等に対して窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項の但し書きの場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払いやこれに対する利息及び賠償すべき損害の有無、ならびにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

〔利用者からの解除〕

- 第6条 利用者は、当施設に対し利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず本約款に基づく訪問リハビリサービスの利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリサービスの利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が、正当な理由なく訪問リハビリサービス実施時間中に利用中止を申し出た場合は、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

〔当事業所からの解除〕

- 第7条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
 - ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な訪問リハビリサービスの提供を行うことができないと判断された場合。
 - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
 - ④ 利用者が、当施設の職員等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
 - ⑤ 第5条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により当施設のサービス提供が難しい場合。
 - ⑦ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、訪問リハビリサービスの提供を超えると判断された場合。

〔利用料金〕

- 第8条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリサービスの対価として別紙2の料金表をもとに計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービス料の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者若しくは身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日に発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別紙2の3によるものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者若しくは身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。なお、領収書の再発行は原則として行いません。

〔記録〕

- 第9条 当施設は、利用者の訪問リハビリサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します（診療録については5年間保管します。）。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認し当施設が必要と認める場合、実費を徴収のうえこれに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合、その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対し、連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人の指定する者が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合、実費を徴収のうえこれに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

〔秘密の保持及び個人情報の保護〕

第10条 当施設とその職員（退職者も含む）は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び身元引受人、ならびに利用者及び身元引受人の指定した者に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

〔職員の質の確保〕

第11条 当施設は、当施設職員の資質向上ならびに利用者の尊厳の保障を実現させるため、資格を有さない介護に従事する当施設職員に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる等必要な措置を講じます。

〔ハラスメント対策〕

第12条 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、男女雇用機会均等法ならびに労働施策総合推進法を指針とし、職場におけるハラスメント対策に講じるものとします。

〔感染対策〕

第13条 当施設は、感染症ならびに食中毒の予防及びまん延防止のため担当者を設置し、指針を定め体制を整備し、感染対策委員会を3月に1回開催するとともに、当施設職員に対して年2回の研修及び訓練を実施します。

〔業務継続計画等の策定〕

第14条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供の継続的な実施、及び非常時の体制での早期業務再開を図るため、業務継続計画を策定するとともに体制を整備し、定期的な見直しを行い、当施設職員に対して年2回の研修及び訓練を実施します。

〔虐待防止に関する事項〕

第15条 当施設は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために担当者を設置し、指針を定め、虐待防止等のための対策委員会を月1回開催するとともに、当施設職員に対して年2回の研修を実施します。又、利用約款第18条ならびに別紙1-8に定めるとおり、利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備し、その他必要な措置を講じます。

2 当施設は、サービス提供中に施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報するものとします。

〔緊急時の対応〕

第16条 当施設は、訪問リハビリサービスの利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡します。

〔安全対策ならびに事故発生時の対応〕

第17条 当施設は、利用者に対する訪問リハビリサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者、ならびに居宅介護支援事業所等及び保険者の指定する行政機関に対し速やかに連絡します。

〔要望又は苦情等の申出〕

第18条 利用者及び身元引受人、又は利用者及び身元引受人の指定する者は、当施設の提供する訪問リハビリサービスに対しての要望又は苦情等について、担当職員に申し出ることができます。

〔賠償責任〕

第 19 条 訪問リハビリサービスの提供に伴い、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対しその損害を賠償するものとします。

3 当施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

〔利用契約に定めのない事項〕

第 20 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、当施設と利用者又は身元引受人が各 1 通を保有するものとする。

【別紙 1】

介護老人保健施設「べにまんさくの里」のご案内 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設「べにまんさくの里」
・開設年月日	平成 13 年 2 月 1 日
・所在地	広島県廿日市市大野 1320 番地
・電話番号	0829-50-0031
・ファックス番号	0829-50-0037
・管理者名	施設長 沖 修一
・提供サービス	介護老人保健施設 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

(2) 目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上の世話などの介護保健施設サービスを提供し、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援することで、利用者が 1 日でも早く家庭での生活に戻ることができ、又居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような施設理念及び職員行動規範を定めています。ご理解いただいた上でご利用下さい。

○「べにまんさくの里」の施設理念

「べにまんさくの里」は、「利用者様の自立した生活を営むことを支援し、家庭復帰を目指すとともに在宅生活が維持できるよう支援を行います」

- 1、利用者様の身体面、精神面、社会面をトータルに理解し、医療・看護・介護・リハビリの支援を行います。
- 2、明るく家庭的な雰囲気の中で、利用者様の意思と人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供を行います。
- 3、地域社会と連携して地域の在宅ケアを支援し、地域へ貢献します。

○介護老人保健施設「べにまんさくの里」の職員行動規範

- 1、私達は、利用者様はお客様ということを念頭に置き、笑顔で優しく丁寧な言葉遣いをします。
- 2、私達は、利用者様やご家族から不快に思われない清潔感のある身だしなみをします。
- 3、私達は、どのような時も利用者様を中心に考え、利用者様本位の援助計画を立案します。
- 4、私達は、その計画されている援助内容を把握し、全職員が統一して確実に実施します。
- 5、私達は、利用者様はもちろんのこと、その取り巻く環境・人間関係へも気配り・目配り・こころ配りを徹底します。
- 6、私達は、プロ意識を持って、自己啓発・技術向上に努めます。

(3) 職員体制

○老人保健施設（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護）

管理者	1 名
医師（施設長）	1 名以上
薬剤師	1 名以上
歯科衛生士	1 名以上
看護職員	10 名以上

介護職員	24 名以上
支援相談員	1 名以上
作業療法士	1 名以上
理学療法士	1 名以上
言語聴覚士	1 名以上
管理栄養士	1 名以上
介護支援専門員	1 名以上
事務員	1 名以上

○通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

管理者	1 名
医師（施設長）	1 名以上
看護職員	1 名以上
介護職員	3 名以上
支援相談員	1 名以上
理学療法士	1 名以上
作業療法士	1 名以上
介護助手	1 名以上
運転手	1 名以上
事務員	1 名以上

○訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

管理者	1 名
医師	1 名以上
理学療法士	1 名以上
作業療法士	1 名以上
言語聴覚士	1 名以上

(4) 定員等

○老人保健施設（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護）

- ・ 定員 100 名
- ・ 短期入所療養介護の利用定員数は、入所定員数より実入所者数を差し引いた数とし、介護予防短期入所療養介護と合わせて最大 10 人程度。
- ・ 療養室 個室 8 室、2 人室 6 室、4 人室 20 室

○通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

- ・ 定員 40 名
- ・ 休日（日曜日、12 月 30 日から 12 月 31 日、1 月 1 日から 1 月 3 日、8 月 14 日から 8 月 16 日）
- ・ サービス提供時間 9：45 から 16：00

○訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

- ・ 休日
（日曜日、12 月 30 日から 12 月 31 日、1 月 1 日から 1 月 3 日、8 月 14 日から 8 月 16 日）
- ・ サービス提供時間 8：30 から 17：30

2. サービス内容

- ① リハビリテーションの計画の立案
- ② 医学的管理
- ③ リハビリテーションの実施・評価
- ④ 相談援助サービス
- ⑤ その他

※これらのサービスのなかには、基本料金とは別に利用料金をいただく場合があります

3. オンラインツール等を活用した会議の開催

当施設では、多職種連携の促進、又感染予防対策の観点から、サービス提供に係る各種会議について（利用者の居宅訪問の実施が求められるものを除く）利用約款第10条に定めるとおり法令を遵守し別紙3において利用者ならびに身元引受人の同意を得たうえで、状況に応じてテレビ電話等を活用した対面を伴わない会議を実施します。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

- ・ 名 称 広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院
住 所 広島県廿日市市地御前一丁目3番3号 電話 (0829) 36-3111
- ・ 名 称 医療法人社団貴和会佐伯中央病院
住 所 広島県廿日市市佐伯町津田4180 電話 (0829) 72-1100

○協力歯科医療機関

- ・ 名 称 村上歯科
住 所 広島県廿日市市前空5-2-5 電話 (0829) 50-6666
- ・ 名 称 あかぎ歯科医院
住 所 広島県廿日市市阿品台1-12-36 電話 (0829) 38-1881

5. 利用に当たっての留意事項

- ・ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、原爆手帳、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、特定疾患医療受給者証、重度心身障害者医療費受給者証は、初回利用時に必ずご提示下さい。また更新及び記載事項の変更等があった場合については速やかに受付へご提示下さい。
- ・ 緊急に他の医療機関へ入院を要する場合、御家族への連絡が後になる場合がありますのであらかじめご了承ください。

6. 非常災害対策

- ・ 防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、サービス提供時における利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

苦情相談窓口

①介護老人保健施設べにまんさくの里

廿日市市大野1320番地

0829-50-0031（代表）

担当：古瀬 剛（支援相談員）

②廿日市市役所 大野支所 健康福祉グループ

廿日市市大野一丁目1番1号

0829-30-1006

③廿日市市役所 高齢介護課 認定・指導グループ

廿日市市下平良一丁目11番1号

0829-30-9196

④広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課
広島市中区東白島町19番49号 国保会館
082-554-0783

要望や苦情などは、担当職員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくか、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

9. 第三者評価

提供するサービスの第三者評価については実施しておりません。

※本約款は介護老人保健施設べにまんさくの里における全サービスを対象として作成しているため、本サービスについて非該当となる項目を一部含んでおります。

【別紙 2】

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用料について
(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1、介護保険給付によるサービス料

下表の金額は、介護保険負担割合証の負担割合が 1 割の場合の金額です。

自己負担額は、地域区分（7 級地）により、合計金額に 1.017 を乗じた金額となります。

○介護予防訪問リハビリテーション

計画的な医学的管理を行っている当施設医師の下、診断日から 3 月以内を基準として算定します。

介護予防訪問リハビリテーション費	介護度
	要支援 1～要支援 2
20 分/回 6 回/週を限度とするが、退院・退所日から 起算し 3 月以内は 12 回/週を限度とする	298 円
利用開始月から起算し 12 月を超えて利用した場合に減算/月 (3 月に一回以上リハビリ会議を開催し利用者の状態に応じて計画を見直し、利用者ごとの計画書等の情報を厚生労働省に提出するとともに介護予防通所リハビリテーションを実施するにあたり当該情報を活用している場合は対象外となる)	－30 円
施設外の医師の診療により 介護予防訪問リハビリテーションを計画、 実施した場合に減算/回	－50 円

○訪問リハビリテーション

計画的な医学的管理を行っている当施設医師の下、診断日から 3 月以内を基準として算定します。

訪問リハビリテーション費	介護度
	要介護 1～要介護 5
20 分/回 6 回/週を限度とするが、退院・退所日から 起算し 3 月以内は 12 回/週を限度とする	308 円
施設外の医師の診療により 訪問リハビリテーションを計画、 実施した場合に減算/回	－50 円

加算項目	利用料	サービス内容
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ※2	213円/回	以下の基準に適合している場合 (1)医師が、理学療法士等に対しリハビリテーションの目的、実施中の留意事項、中止する際の基準、もしくはリハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれかの指示を行い、記録している (2)リハビリテーション計画について、理学療法士等が利用者又は家族に対し説明し、同意を得るとともに医師に報告している (3)3月に1回以上ハビリテーション会議を開催し、利用者の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直すとともに、必要に応じて歯科医師、管理栄養士、歯科衛生士等が参加するなど専門的な見地から利用者の状況に関する情報を構成員と共有し、当該会議の内容を記録している (4)理学療法士等が介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っている (5)理学療法士等が、居宅サービスに係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者ならびに家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っている (6)(1)から(5)に関しての適合を確認するとともに記録している (7)リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報を活用する
	270円/月	リハビリテーション計画について医師が利用者又は家族に説明し同意を得た場合加算
移行支援加算※2	17円/日	厚生労働大臣が定める評価対象期間中に、家庭や社会への参加を可能とするための目標を訪問リハビリテーション計画に作成し、指定通所介護等に移行させるべく利用者のADLやIADLを向上させるリハビリテーションを実施、また理学療法士等による居宅への訪問を行い、利用者の訪問リハビリテーション終了前後を比較し、ADL・IADLの維持・改善を確認した上、訪問リハビリテーション計画に記録するとともに当該計画書を移行先の事業所へ提出した場合
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/回	退院・退所日又は認定日から起算して3月以内に身体機能を回復するためのリハビリテーションを集中的に実施した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日	認知症の方に対し、退院・退所日又は訪問開始日から3月以内に生活機能を改善するためのリハビリテーションを集中的に実施した場合

退院時共同指導加算	600円/回 (当該退院につき 1 回に限り)	(1)入院中に、実施される退院前カンファレンスに、通所リハビリテーションの医師又は理学療法士等が参加し、退院時共同指導を行い退院後訪問リハビリテーションを提供した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 円/回	勤続年数 7 年以上の理学療法士等を 1 名以上配置している場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3 円/回	勤続年数 3 年以上の理学療法士等を 1 名以上配置している場合

※2 要介護認定を受けた利用者を対象とする

2、介護保険給付以外のサービス料

○交通費/片道

当施設が定める通常のサービスの実施地域（旧大野町）を越えて訪問リハビリテーションを実施した場合、当施設の実施地域を越える地点から自宅までの交通費に対する支払が必要となります。なお自動車を使用した場合の費用は次のとおりです。

区分（片道の距離）	交通費/片道
3. 5km未満	300円
3. 5km以上4. 5km未満	350円
4. 5km以上5. 5km未満	400円
5. 5km以上6. 5km未満	450円
6. 5km以上7. 5km未満	500円
以下1km増すごとに50円を加算	
消費税は別途	

3、支払い方法

- ・お支払い方法は、金融機関口座振替でのお支払いをお願いいたします。振込又は、現金でのお支払いの場合はご相談下さい。なお、利用開始月の請求は、手続きの関係上、現金又は振込にてお願いいたします。
- ・毎月 10 日に、前月分の請求書を発行し、発行月の 26 日に口座振替をいたします。26 日が金融機関休業日の場合は翌営業日の振替となります。
- ・領収書は振替結果を確認後、その翌月に送付いたします。

個人情報の利用目的

「べにまんさくの里」訪問リハビリテーションセンターでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - － 利用開始・利用終了等の管理
 - － 会計・経理
 - － 事故等の報告
 - － 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - － 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - － 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - － 保険事務の委託
 - － 審査支払機関へのレセプトの提出
 - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - － 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - － 当施設において行われる学生の実習への協力
 - － 介護保険サービスの質の向上のための学会・勉強会等での事例研究発表等。（この場合は、利用者個人を特定できないように配慮し使用することを厳守します。）

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - － 外部監査機関への情報提供
 - － 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

前に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

【訪問リハビリテーション利用時リスク説明書】

利用者 _____ 様 年齢 _____ 歳 性別 _____

説明担当者 _____

当施設では利用者が訪問リハビリテーションを利用するにあたり安全で安心なサービスの提供に努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、サービス提供時間内に下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が来やすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合があります。

《医学的管理に関して》

- ☐ 当施設医師の判断により、必要に応じて主治医に連絡を取らせていただくことがあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、主治医又は当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。その際、ご家族様への連絡が後になる場合があります。
- ☐ 身体状況及び服用されている薬の影響による病状の変化が考えられる場合には、当施設医師により説明をいたします。

上記の事項について十分ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

提出書類等チェックリスト

介護保険被保険者証	☐ 確認済 ☐ 申請中（更新・区分変更・住所変更）
介護保険負担割合証	☐ 確認済
原爆手帳	☐ 確認済 ☐ 無
生活保護	☐ 確認済 ☐ 無 ☐ 申請中 ☐ 申請予定
預金口座振替依頼書	☐ 提出済 ☐ 未提出

利用同意書

「べにまんさくの里」訪問リハビリテーションセンターを利用するにあたり訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用約款及び別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4 を受領しこれらの内容に関して、担当者から説明を受け、これらを十分に理解したうえで同意します。

令和 年 月 日

事業者	所 在 地	〒739-0478 広島県廿日市市大野 1320 番地		
	電 話	0829-50-0031	FAX	0829-50-0037
	事業者名	医療法人 社団 光仁会 介護老人保健施設「べにまんさくの里」		
	代 表 者	施設長 沖 修一		
	担 当 者			

【利用者】

住 所	電話:	携帯:
氏 名		

【家族・署名代行兼入所者の身元引受人の同意】私は利用者の同意を確認のうえ代行署名し、連帯保証をいたしますとともに、別紙 4 個人情報の利用目的について同意します。自署が困難な場合は、代筆者名を記入

住 所	電話:	携帯:
氏 名		続 柄
住 所	電話:	携帯:
氏 名		続 柄

【本契約第 17 条 3 項の緊急時及び第 18 条 3 項事故発生時の連絡先】 上記に氏名がある場合は住所等省略可

①	住 所	電話:	携帯:
	氏 名		続 柄
②	住 所	電話:	携帯:
	氏 名		続 柄
③	住 所	電話:	携帯:
	氏 名		続 柄

【本約款第 8 条における利用料金の支払者及び請求書・領収書の送付先】 上記に氏名がある場合は住所等省略可

住 所	電話:	携帯:
氏 名		続 柄

【案内状送付先】 上記に氏名がある場合は住所等省略可

住 所	電話:	携帯:
氏 名	E-mail:	続 柄

【かかりつけ医】

病院名 及び医師氏名	住 所	電話:
---------------	-----	-----